

生駒市 5 歳児健康診査事業の 実施体制の整備等に関する懇話会

第 1 回 令和6年11月13日（水）

生駒市 5 歳児健康診査事業の 実施体制の整備等に関する懇話会の目的

- 令和 5 年12月に閣議決定された「こども未来戦略」の加速化プランにおいて「妊娠期からの切れ目ない支援の充実」として乳幼児健康診査の推進が示され、令和 5 年度の国の補正予算で5歳児健康診査の費用補助事業が創設された。
- 生駒市の 5 歳児健康診査事業のより円滑な運営を行うため体制を整備するに当たり、当該事業やフォローアップ体制のあり方について外部の視点から意見、助言を求める。

地域のフォローアップ体制等の整備について

- (1) 市に求められる役割
 - ・ 5歳児健診の実施体制の整備
 - ・ 保健、医療、福祉、教育の各分野の関係者が連携した支援のフォローアップ体制の整備
 - ・ こども家庭センター等における相談支援や既存の子育て施策の活用
- (2) 医療機関や医療関係団体に求められる役割
 - ・ 5歳児健診を担当する医師等の確保において、市から連携や協議の依頼があった場合は、可能な限り協力すること。
 - ・ 5歳児健康診査を担当する医師については、健診当日に加えて、必要に応じて、フォローアップのために後日行われる相談会やミーティング等にも参画すること。
- (3) 保育所等に求められる役割
 - ・ 5歳児健診への情報共有
 - ・ 5歳児健診で発達障害等を踏まえた支援が必要と判定されたこどもや保護者への対応
 - ・ 5歳児健診及びその後のフォローアップに係る情報を踏まえた個別の支援計画の作成
- (4) 教育委員会・小学校・特別支援学校に求められる役割
 - ・ 5歳児健診の結果の活用
 - ・ 5歳児健診及びその後のフォローアップに係る情報を踏まえた個別の教育支援計画の作成

(出典：令和5年12月28日付けこども家庭庁生育局長通知を抜粋及び改編) 3

生駒市のこども（就学前）の健診

受診時期	1か月	3か月	7か月	12か月	1歳6か月	3歳6か月	5歳	保育所等所属機関（年2回）	就学時（就学前年10月以降）
根拠法等	母子保健法							学校保健安全法施行規則に準ずる	学校保健安全法施行規則
開始時期	R5	昭和49年				平成9年	令和7年(予定)	-	-
実施方法	個別	個別	個別	個別	集団	個別		集団	集団
実施内容	内科診察	内科診察	内科診察	内科診察	内科診察 歯科診察 歯科相談 栄養相談 発達相談 育児相談	内科診察 （精神発達・言語発達を含む） 尿検査 屈折検査	内科診察（精神発達・言語発達を含む）	内科診察 歯科診察 尿検査	内科診察 歯科診察 聴力検査 視力検査

生駒市における実施方式の検討

方式	概要
集団方式	健診日時を指定し、健康センター等において実施
巡回方式	医師、保健師、心理専門職等がチームを組み、保育所等を巡回して実施
園医方式	保育所等における定期健康診査等の機会を活用するなどにより実施
個別方式	個別医療機関において必要な健診を実施し、検診内容を踏まえた保健指導を多職種にて実施